

# 高齢者虐待防止に関する指針

## 社会福祉法人さわらび会

(適用事業所)

- ・介護老人福祉施設 早蕨
- ・短期入所生活介護 早蕨
- ・デイサービスセンター 樹蔭
- ・デイサービスセンター 庵
- ・ホームヘルパーステーションあおやぎ
- ・居宅介護支援事業所 さわらび
- ・介護老人福祉施設 ブエナビスタ

## 1. 高齢者虐待防止に関する基本的な考え方

ご利用者の「尊厳に満ちた生活を送る権利」を擁護し、安心して施設での生活が送れるよう、職員は、虐待をしない・させない・見過ごさないを三原則とし、施設全体が一丸となり、虐待防止に向けた意識を持ち虐待をしないケアを行います。

高齢者虐待は人権侵害犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待が発生しない風土作りに取組みます。

## 2. 虐待の定義

### (1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。  
また正当な理由もなく身体を拘束すること。

### (2) 介護・世話の放棄放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

### (3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと。

### (4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。

### (5) 経済的虐待

契約者の同意なしに金銭を使用する、または契約者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

## 3. 高齢者虐待防止委員会・身体拘束廃止委員会に関する事項

(1) 介護老人福祉施設早蕨（以下 当施設）では、虐待発生防止に努める観点から、高齢者虐待防止委員会（以下 委員会）を設置します。なお、本委員会の責任者は当施設の施設長とし、生活相談員、介護支援専門員、介護職員、看護職員等を委員会メンバーとする。

(2) 身体拘束廃止委員会を合同で開催します。

(3) 委員会は、毎月開催します。

(4) 委員会の議題は、次のような内容について協議するものとします。

- ①施設内等での高齢者虐待の有無の確認

- ②施設内等での身体拘束廃止に向けての現状確認及び改善についての検討
- ③身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ④身体拘束廃止に関する職員への指導
- ⑤虐待に繋がりかねない不適切なケアの確認及び改善
- ⑥権利擁護や虐待防止の意識の醸成の研修及び教育等に関すること
- ⑦高齢者虐待防止のための指針の整備に関すること
- ⑧職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑨虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発防止策に関すること
- ⑩再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

#### 4. 高齢者虐待防止等のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発する。
- (2) 実施は、年2回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、研修報告書等を記録し、保存します。

#### 5. 虐待またはその疑い（以下 虐待等）が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- (2) また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

#### 6. 虐待等が発生した場合の相談、報告体制及び解決方法に関する事項

- (1) 職員は利用者、利用者家族または職員から虐待の通報があるときは、本指針に沿って対応しなければならない。
- (2) 利用者等に虐待が疑われる場合は、所属長若しくは、施設長に速やかに報告する。その後、施設内における苦情解決の仕組みと同様にすみやかな解決につなげる。
- (3) 施設内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (4) 委員会は施設内において、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに所属長若しくは、施設長へ報告する。施設長は委員会を開催し、速やかに市町村に通報しなければならない。
- (5) 必要に応じて、家族・関係機関等に対して説明し、報告を行う。

#### 7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談について、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者（施設長）に報告します。
- (2) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払います。
- (3) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

#### 8. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

## **9. 当指針の閲覧について**

当指針は、利用者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようになるとともに、ホームページ上に公表します。

## **10. その他虐待防止の推進のために必要な事項**

権利擁護・高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部で実施される権利擁護及び虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

### **附則**

この指針は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この指針は、平成 22 年 4 月 1 日から改正する。

この指針は、平成 24 年 4 月 1 日から改正する。

この指針は、平成 25 年 4 月 1 日から改正する。

この指針は、令和 5 年 9 月 13 日より改定する。